

国立研究開発法人医薬基盤・健康栄養研究所公的研究費 調査委員会設置運営細則

平成27年4月1日
27細則第15号
29細則第2号
4細則第1号
5細則第2号

(目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公的研究費運営・管理規程（平成20年規程第4号）（以下「運営・管理規程」という。）第14条第2項の規定に基づき、公的研究費調査委員会（以下「調査委員会」という。）の構成その他必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 調査委員会は、次の業務を行う。

- (1) 公的研究費の使用に関して不正な事実の有無の調査
- (2) 調査結果の運営・管理規程第3条に規定する最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）への報告
- (3) その他調査に伴って必要な業務

(委員の構成)

第3条 調査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 運営・管理規程第4条の規定する統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）
- (2) 戦略企画部長
- (3) 研究支援部長
- (4) 研究企画評価主幹
- (5) 総務部次長
- (6) 総務部総務課長
- (7) 総務部会計課長
- (8) 会計又は法律の専門知識を有する者であって、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の職員以外の者の中から最高管理責任者が指名する者
- (9) その他最高管理責任者が指名する者

2 前項第7号及び第8号に定める委員は、研究所並びに通報者及び被通報者と直接

の利害関係を有しない者でなければならない。

(委員長)

第4条 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ理事長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 調査委員会は、最高管理責任者が招集する。

- 2 最高管理責任者は、必要と認める場合、調査委員会を招集することができる。
- 3 委員が所管する部局が、審議する案件に関係を有する場合、当該委員はその審議に加わることはできない。ただし、委員長が特に認める場合はこの限りでない。
- 4 委員長は、意見聴取等の必要があると認めるときは、委員以外の者を調査委員会に出席させることができる。
- 5 前項の出席者は、審議事項につき意見を述べることができる。

(調査の手續)

第6条 調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等（以下「調査方針」という。）を定め、最高管理責任者に当該調査方針を報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告があったときは、調査方針について配分機関と協議を行い、その結果必要と認めるときは、委員長に調査方針の修正を指示する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、運営・管理規程第9条に規定する不正防止推進室の職員その他の研究所の職員に命じて、調査を行わせることができる。

(調査の方法等)

第7条 調査は、当該通報があった公的研究費の不正使用に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行う。

- 2 前項の調査に際して、調査委員会は、関係者に対して資料の提出を求めることができる。
- 3 第1項の調査に際して、調査委員会は被通報者に対し、陳述の機会を与えてその聴取を行うものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、必要かつ有益と認めるときは、被通報者に関連する他の公的研究費を調査の対象とすることができる。
- 5 第1項及び前項の調査に際して、委員会は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。

(調査の結果報告)

第8条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ調査結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。なお、調査過程で一部でも公的研究費の不正使用が行われたことが確認された場合には、速やかに不正使用を認定し、最高管理責任者に中間報告を行うこととする。

- (1) 公的研究費の不正使用が行われたか否か
- (2) 公的研究費の不正使用が行われたと認定したときは、その内容、金額、不正使用に関与した者とその関与の度合及び不正使用と認定された公的研究費に係る管理上の役割
- (3) 公的研究費の不正使用が行われていないと認定したときは、併せて通報が悪意に基づくものであったか否か
- (4) 不正使用に関与した者が他者の指示により公的研究費の不正使用を行ったと認定したときは、それを拒否できる立場にあったか否か

(調査結果の通知)

第9条 最高管理責任者は、第8条第1項の規定により報告があった調査結果について、速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

- 2 統括管理責任者は、調査結果において、通報が悪意に基づくものであるとの認定があったときは、通報者が所属する組織の部局管理責任者に調査結果報告する。
- 3 最高管理責任者は、本調査結果を配分機関に報告する。

(不服申立)

第10条 前条第1項の通知を受けた通報者（通報が悪意に基づくものであると認定された通報者（被通報者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、通報が悪意に基づくものであると認定された者を含む。）に限る。）又は被通報者（公的研究費の不正使用を行ったと認定された被通報者に限る。）は、当該通知を受けた日から30日以内に、統括管理責任者に対し、不服申立をすることができる。

- 2 前項の場合において、不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けた日から30日の期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。
- 3 統括管理責任者は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を被通報者からの不服申立である場合には通報者に、通報者からの不服申立である場合には被通報者に通知するとともに、最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、第3項の報告を受けたときは、当該不服申立の内容を配分機関に報告する。

(配分機関等への報告)

第11条 第9条第3項に定める配分機関への報告について、最高管理責任者は、通報を受けた日から210日以内（以下この項において「報告期限」という。）に、公

的研究費の不正使用に係る調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。ただし、報告期限までに調査が完了しない場合は、調査の進捗状況報告を配分機関に提出するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査過程で一部でも不正使用が行われたことが認定された場合は、速やかに配分機関へ報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、配分機関から当該配分機関が配分する公的研究費の不正使用に係る調査の経過について報告を求められたときは、当該調査の進捗状況報告を配分機関に提出するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第15条第1項の規定により調査を行う場合において、捜査機関により関係資料が押収されていることにより調査が遅延する場合は、必要に応じて配分機関等にその旨を報告するものとする。

(調査資料の提出等)

第12条 統括管理責任者は、配分機関から要求があるときは、当該配分機関が配分する公的研究費について、当該公的研究費の不正使用に係る調査に関する資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第13条 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用に係る調査結果において、不正使用が行われていないとの認定があった場合は、原則として、調査結果等は公表しないものとする。ただし、調査が終了するまでの間に当該事案が外部に漏えいした場合は、調査結果等を公表する。この場合において公表する事項は、被通報者の氏名・所属（被通報者の氏名・所属が漏えいしている場合に限る。）、公的研究費の不正使用が行われていないこと、調査を行った者の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。

- 2 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用に係る調査結果において、通報が悪意に基づくものであるとの認定があった場合は、その旨を公表するものとする。
- 3 統括管理責任者は、規程第14条又は前2項の場合において、第10条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。
- 4 統括管理責任者は、公表する内容に学生が含まれているときは、必要に応じて、適切な配慮を行わなければならない。
- 5 統括管理責任者は、第15条第1項の規定により調査を行う場合において、報道機関の報道による公的研究費の不正使用の指摘に基づき調査を行う場合は、必要に応じて調査の状況を公表するものとする。

(認定後の措置)

第14条 統括管理責任者は、調査において公的研究費の不正使用が行われていないと認定し、及び調査委員会における調査結果の検証において部局調査委員会の調査結果が妥当であるとの判断があった場合は、通報に基づき講じた一切の措置を解除するとともに、当該事案において不正使用が行われていない旨を関係者に周知するなど、不正使用を行っていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(外部機関等からの指摘等に基づく調査)

第15条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に関し報道機関による報道若しくは外部機関による会計検査等による指摘又は捜査機関による捜査があった場合において、必要と認めるときは、統括管理責任者に調査を指示することができる。

(処分)

第16条 最高管理責任者は、調査の結果、不正が確認された場合は、国立研究開発法人医薬基盤・健康栄養研究所職員就業規則（平成17年規程第2号）その他の研究所が定める就業規則及び国立研究開発法人医薬基盤・健康栄養研究所職員懲戒規程（平成17年規程第57号）の定めるところにより、厳正に処分を行うものとする。

(委員の秘密保持)

第17条 委員は、調査の内容その他その職務を通じて知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(庶務)

第18条 調査委員会の庶務は、総務課が会計課の協力を得て処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則（平成27年4月1日27細則第15号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年2月23日29細則第2号）

この細則は、平成29年2月23日から施行する。

附則（令和4年1月1日4細則第1号）

この細則は、令和4年1月1日から施行する。

附則（令和5年2月1日5細則第2号）

この細則は、令和5年2月1日から施行する。